

【手数料をバーコード付き申請書で支払う場合】

申請した内容に変更があったときの届出

1 届出が必要な場合

法人の名称、法人又は個人事業主の代表者の氏名、事業所の所在地、電気工事の工種、主任電気工事士の氏名及び資格などに変更があったときは、鳥取県知事への届出が必要です。

※相続等に伴う個人事業主の代表者の交代や法人化の場合は、ここに示す「変更届」ではなく、「承継届」が必要です。（「承継」の項目をご参照ください。）

2 手続に必要な書類

書類	部数	備考
登録事項等変更届出書	1	※押印は不要です。
手数料の支払後に受け取った「控1」の印字があるレシート ※無料の場合は不要	1	支払場所で受け取った「控1」のレシートを申請書の裏側に貼り付けてください。 (詳細は下記3を参照) ※登録事項以外の変更の場合は無料のため不要
添付書類（変更内容を証明する書類）	1	○法人の名称の変更 登録事項証明書（法人登記簿謄本） ○個人事業主である代表者の氏名の変更 (結婚等による改姓など) 変更後の氏名が記載された住民票や戸籍抄本など ○法人の代表者の変更 変更後の代表者による誓約書（※） 登録事項証明書（法人登記簿謄本） ○事業所の所在地の変更 法人：登録事項証明書（法人登記簿謄本） 個人：新所在地の周辺地図（様式不問） ○電気工事の工種の変更 備付器具調書（※） ※主任電気工事士が第二種電気工事士である事業者が自家用電気工作物を追加する場合は、主任電気工事士を第一種電気工事士又は認定電気工事従事者に変更する必要があります。 (この変更に係る届出も同時に必要となります。) ○主任電気工事士の氏名及び資格の変更 変更後の主任電気工事士による誓約書（※） 主任電気工事士の雇用証明書（※） (主任電気工事士が代表者の場合は不要) 主任電気工事士実務経験証明書（※） (主任電気工事士が第二種電気工事士の場合のみ) 電気工事士免状の写し（※） (第一種電気工事士の場合は受講履歴欄も貼付)・○支店となる営業所の開設又は閉鎖 開設の場合は設置する主任電気工事士(他支店との兼務不可)に関する書類を添付 (県外開設は要相談)

【注1】※印のある添付書類の様式は、「新規登録」の項目で示していますので、ご参照ください。

【注2】県外に営業所を新設する場合は、登録する行政庁が鳥取県から国に変更となり、国に新規の登録申請をした後、鳥取県に「登録行政庁変更届」の提出が必要となりますので、手続前にご相談ください。

3 手数料

変更の内容	手数料
① 登録証の記載事項の変更 法人の名称、個人事業主である代表者の氏名、事業所の所在地、電気工事の種類を変更しようとするとき →届出書に記入後、下記の注意事項を参照の上、手数料を支払い	2,200円 (※)
② 上記以外の変更（登録事項以外の変更） 法人の代表者の氏名、主任電気工事士の氏名及び資格を変更しようとするとき →届出書に記入後、そのまま届出先に郵送または持参	無料

※①の場合の手数料の支払時の注意事項

- 申請書に印刷されたバーコードを支払場所に提示して納付してください。
- バーコード付き申請書は、県ホームページ「電気工事業に関する申請・届出」からダウンロードできます。
- バーコードが印刷された申請書を次の県機関の支払場所（営業時間：平日午前9時～午後5時）に提示して現金、電子マネー、クレジットカードにより手数料を納付してください。

鳥取県庁本庁舎 地下1階 売店（鳥取市東町一丁目220）

中部総合事務所 2号館1階 倉吉食品衛生協会（倉吉市東巖城町2）

西部総合事務所 2号館A棟1階 米子食品衛生協会（米子市糺町一丁目160）

- 納付後に受け取った「控1」の印字があるレシート（例1）を申請書の裏面に貼り付けてください。（レジ故障時は、納付後に受け取った「県提出用」の印字及び領収印がある領収証書（例2）を貼り付け）

<例1>

<例2>

鳥取県

申請手続完了まで保管して下さい。「控1」の記載があるものを県に提出して下さい。

控1

2021年 9月15日 (水) 14時22分

人数 1人
一般旅券10年
2100060102008
82,000 4通 8,000
<小計> 48,000
<合計> ¥8,000
現金 48,000

お預り ¥10,000
お釣り ¥2,000

1 担当者

伝票NO:000004 SEQNO:00000004
T-00001-01

鳥取県手数料等領収証書 (県提出用)

バーコード番号

件数	件
金額	円

上記のとおり領収しました。

年月日

<決済種別>
 現金
 クレジットカード
 電子マネー
 コード決済

領収印

<注意事項>

- ・その年度に発行された申請書はその年度内（3月31日まで）しか使用できません。4月1日以降に支払う場合は新年度の申請書を使用ください。
- ・令和3年9月30日を以て鳥取県収入証紙の販売は終了させていただきました。
- ・お手元に残った県収入証紙は、令和8年9月30日までに還付請求をしていただくことにより、県からご指定の口座に返還します。ただし、返還する金額は、証紙額面から手数料3.3%を控除した金額となります。手続の詳細は以下の県会計指導課のホームページの次のアドレスを参照くださるか、同課にお電話ください。

(アドレス) <https://www.pref.tottori.lg.jp/296529.htm>

(電話) 0857-26-7437

4 提出期限

届出事項に変更があった後、30日以内に提出してください。

5 届出の方法

届出に必要な書類を、次の届出先に郵送または持参してください。

(郵送の場合で確実な配達を希望するときは、簡易書留などをご確認ください。)

鳥取県危機管理部消防防災課 〒680-8570 鳥取市東町一丁目271番地 電話 0857-26-7063
--

6 参考法令

第10条第1項、第32条第2号

鳥取県庁POS	¥2,200
 2 1 0 2 0 4 0 6 0 1 0 0 6	
手数料名: 電気工事業登録手数料変更	
予算主務課: 消防防災課	
電話番号: 0857-26-7063	

※手数料の額 ①法人の名称、個人事業主の氏名、事業所の所在地、電気工事の種類の変更 2,200 円→記入後、本書を下記支払場所に提示 ②法人の代表者の氏名、主任電気工事士の氏名及び資格の変更 無料→記入後、そのまま届出先に提出
※上記①の支払場所 (営業時間: 平日 9:00~17:00) 鳥取県庁本庁舎 地下1階 売店 中部総合事務所 2号館1階 倉吉食品衛生協会 西部総合事務所 2号館A棟1階 米子食品衛生協会 →「控1」の印字があるレシートを裏面に貼り付け

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

登録事項等変更届出書

年 月 日

鳥 取 県 知 事 様

住 所 〒

氏名又は名称

法人にあっては代表者の氏名

連絡先電話番号

電気工事業者の登録事項について変更がありましたので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第 1 0 条第 1 項の規定により、登録証を添えて次のとおり届け出ます。

1 登録の年月日及び登録番号

年 月 日 鳥取県知事登録第 号

2 変更事項の内容

従前の内容	変更後の内容

3 変更の年月日

年 月 日

4 変更の理由